

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和6年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 海田町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の指定、変更及び通知並びに個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民生活部住民課	
②所属長の役職名	住民課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 戸籍住民係 電話:082-823-9205 ファックス:082-823-9627	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 戸籍住民係 電話:082-823-9205 ファックス:082-823-9627	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月6日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	法令の改正による
平成30年2月6日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	※別表第二の30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、101、105、116、119の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	※別表第二の21、30、89、105の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	法令の改正による
平成30年2月6日		(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ハ、第2条第3号口第6号ハ第7号口第12号ハ、第3条第3号口第7号ハ第8号口、第4条第2号ハ、第6条第2号第6号口第7号、第7条第1号口第2号口、第8条第1号ハ第2号ハ第3号第4号第5号、第10条第1号口第2号第3号、第12条第1号又第2号ハ第3号又	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ハ、第2条第5号口第10号ハ第11号ハ第17号ハ第18号、第3条第6号口第11号ハ第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号第7号口第8号口第16号、第7条第1号口第2号ハ第3号ハ第4号口第5号口、第8条第1号ハ第2号ハ第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第	事後	法令の改正による
平成30年2月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日	平成29年8月1日	事後	対象人数の再確認による
平成30年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日	平成29年8月1日	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	法令の文言の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ハ、第2条第5号ロ第10号ハ第11号ハ第17号ハ第18号、第3条第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号第7号ロ第8号ロ第16号、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第8条第1号二第2号二第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第12条第1号ロ第2号イ第3号ロ第4号ハ第6号イ第8号ハ、第13条第1号ロ第2号ロ、第14条第1号ロ第2号ロ第3号ハ、第16条、第20条第8号ロ、第22条第1号二、第22条の3第3号第5号ロ第6号ロ第7号ロ第8号、第22条の4第1項第1号第2号ホ、第22条の4第2項第1号第2号ホ、第22条の4第3項第1号第2号ホ、第22条の4第4項第1号第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ第8号ハ第9号ハ第10号、	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の21、30、89、105、117の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法令の文言等の修正
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日	平成31年4月1日	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日	平成31年4月1日	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更による
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 水川 綾子	住民課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更による
令和2年1月10日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。	事前	令和2年1月16日にコンビニ交付を開始するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	I 関連情報 4 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の21、30、89、105、117の項に係る主務省令は未制定。	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の5、45、47、48、49、49の2、53、54、55、56、57、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条	事後	法令の改正による
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 住民課 戸籍住民係 電話:082-823-9205 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 住民課 戸籍住民係 電話:082-823-9205 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	福祉保健部住民課	町民生活部住民課	事後	令和6年4月1日の組織改編後の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 住民課 戸籍住民係 電話:082-823-9205 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 戸籍住民係 電話:082-823-9205 ファックス:082-823-9627	事後	令和6年4月1日の組織改編後の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の5、45、47、48、49、49の2、53、54、55、56、57、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、海田町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	(文言を削除)	事後	法令の改正による